

## 平成 29 年度の特定教育・保育施設等における利用定員変更について

### 1 利用定員の設定に係る意見聴取について

子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項、第 43 条第 3 項及び第 77 条第 1 項の規定に基づき、特定教育・保育施設、特定地域型保育施設の利用定員を定めようとする場合は、審議会等の意見を聴取する規程があるため、本市における法第 77 条第 1 項の合議制機関である、本子ども・子育て会議に諮るものです。

#### <関連条文>

子ども・子育て支援法

(特定教育・保育施設の確認)

#### 第 31 条第 2 項

市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(特定地域型保育事業者の確認)

#### 第 43 条第 3 項

市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(市町村等における合議制の機関)

#### 第 77 条第 1 項

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第 31 条第 2 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第 43 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

## 2 変更内容

### 【公立保育所】

#### (1) 東保育園

＜変更内容＞

保育室の保育有効面積に合わせて0歳児の利用定員を増員し、それに併せて2号認定の定員を変更する。

子ども・子育て支援事業計画に記載済

	3号		2号	合計
	0歳	1・2歳	3～5歳	
平成28年度	9人	40人	101人	150人
増減	3人	—	▲3人	—
平成29年度	12人	40人	98人	150人

#### (2) 西保育園

＜変更内容＞

保育室の保育有効面積に合わせて3・4・5歳児の利用定員を34人・34人・31人と設定していたが、歳児の持ち上がりを考慮し、各歳児31人に変更する。

	3号		2号	合計
	0歳	1・2歳	3～5歳	
平成28年度	8人	34人	99人	141人
増減	—	—	▲6人	—
平成29年度	8人	34人	93人	135人

#### (3) 原里第1保育園

＜変更内容＞

保育室の保育有効面積に合わせて0歳児の利用定員を増員し、それに併せて2号認定の定員を変更する。

子ども・子育て支援事業計画に記載済

	3号		2号	合計
	0歳	1・2歳	3～5歳	
平成28年度	6人	30人	54人	90人
増減	3人	—	▲3人	—
平成29年度	9人	30人	51人	90人

#### (4) 玉穂第1保育園

＜変更内容＞

保育室の保育有効面積に合わせて利用定員を設定していたが、5歳児に1人分保育可能なスペースができたため利用定員を増員する。

	3号		2号	合計
	0歳	1・2歳	3～5歳	
平成28年度	9人	30人	53人	92人
増減	—	—	1人	1人
平成29年度	9人	30人	54人	93人

【参考】平成29年度特定教育・保育施設等の利用定員について

①特定教育・保育施設

H29	利用定員 (施設全体)	3号			2号			1号						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳				
公立保育所														
東保育園	150	12	40	98			\							
西保育園	135	8	34	93										
原里第1保育園	90	9	30	51										
原里第2保育園	120	12	35	73										
玉穂第1保育園	93	9	30	54										
玉穂第2保育園	90	3	25	62										
高根第1保育園	90	6	25	59										
高根第2保育園	80	3	25	52										
私立保育所														
高根学園保育所	120	9	34	77			\							
すみれ保育園	150	12	48	90										
富岳保育園	140	18	48	74										
双葉保育園	100	8	32	60										
萩原保育園	110	12	38	60										
神山保育園	H28から認定こども園に移行													
みなみ保育園	40	9	31	—										
とらご保育園	90	9	33	48										
みらい保育園	90	12	24	54										
認定こども園（公立）														
印野こども園	110	9	30	31			40							
認定こども園（私立）														
神山認定こども園	332	21	74	135			102							
公立幼稚園														
御殿場幼稚園	315							315						
富士岡幼稚園	190							190						
竈幼稚園	90							90						
神山幼稚園	100							100						
原里幼稚園	200							200						
玉穂幼稚園	200							200						
原里西幼稚園	90							90						
森之腰幼稚園	190							190						

②特定地域型保育事業

H29	利用定員 (施設全体)	3号			2号			1号		
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳
小規模保育										
ちびっこ園	18	6	12	—			\			
にじいろ保育園	19	6	13	—						
事業所内保育										
すずらん託児所(地域枠)	4	2	2	—			\			
すずらん託児所(従業員枠)	11	4	7	—						

③確認を受けない幼稚園

H29	受入定員	3号相当			2号相当			1号相当		
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳
私立幼稚園										
みなみ幼稚園	300							300		
御殿場聖マリア幼稚園	120							120		

④認可外保育施設

H29	受入定員	3号相当			2号相当			1号相当		
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳
簡易保育施設										
こどもの家はしもと	23	9	12		2					
にじいろ幼児アカデミー	10			10						

★合計（確保方策）

H29	定員合計	3号			2号			1号		
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳
①特定教育・保育施設	3,505	181	636		1,171			1,517		
②特定地域型保育事業	52	18	34							
③確認を受けない幼稚園	420						420			
④認可外保育施設	33	9	12		12					
<b>確保方策</b>	<b>4,010</b>	<b>208</b>	<b>682</b>		<b>1,183</b>			<b>1,937</b>		

☆需給バランス（「確保方策」－「量の見込み」）

H29	定員合計	3号			2号			1号		
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳
量の見込み	3,443	235	721		1,170			1,317		
確保方策－量の見込み	567	▲ 27	▲ 39		13			620		

### 3 教育・保育の量の見込みと確保の内容（市全域）

#### (1) 修正前

（単位：人）

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 号 認定	①量の見込み	1,345	1,317	1,307	1,292
	②確保の内容	1,937	1,937	1,937	1,937
	③差(②-①)	592	620	630	645
2 号 認定	①量の見込み	1,195	1,170	1,160	1,147
	②確保の内容	1,184	1,178	1,166	1,158
	③差(②-①)	▲11	8	6	11
3 号 認定 (0 歳)	①量の見込み	239	235	233	229
	②確保の内容	205	211	223	228
	③差(②-①)	▲34	▲24	▲10	▲1
3 号 認定 (1・2 歳)	①量の見込み	739	721	708	699
	②確保の内容	691	691	691	694
	③差(②-①)	▲48	▲30	▲17	▲5



#### (2) 修正後

（単位：人）

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 号 認定	①量の見込み	1,345	1,317	1,307	1,292
	②確保の内容	1,937	1,937	1,937	1,937
	③差(②-①)	592	620	630	645
2 号 認定	①量の見込み	1,195	1,170	1,160	1,147
	②確保の内容	1,184	1,183	1,171	1,163
	③差(②-①)	▲11	13	11	16
3 号 認定 (0 歳)	①量の見込み	239	235	233	229
	②確保の内容	205	208	220	225
	③差(②-①)	▲34	▲27	▲13	▲4
3 号 認定 (1・2 歳)	①量の見込み	739	721	708	699
	②確保の内容	691	682	682	685
	③差(②-①)	▲48	▲39	▲26	▲14

今回の変更を子ども・子育て支援事業計画に当てはめて修正すると、平成31年度の3号認定の確保の内容に不足が生じるが、平成27年度に策定した「御殿場市幼児の教育・保育施設整備基本構想」による公立施設の整備指針や、民間事業者の新規参入により解消を図る。

## 【参考】認可基準

保育に必要となる面積や保育士の配置については、次のとおり国基準が定められている。

### 1 面積

施設区分	部屋等の種類	1人当たりの面積
・ 保育所	乳児室（乳児）	1. 6 5 m <sup>2</sup>
	ほふく室（満2歳未満児）	3. 3 m <sup>2</sup>
	保育室（満2歳以上児）	1. 9 8 m <sup>2</sup>
	屋外遊戯場（満2歳以上児）	3. 3 m <sup>2</sup>
・ 小規模保育事業（A型） ・ 事業所内保育事業（定員19人以下）	乳児室又はほふく室 （満2歳未満児）	3. 3 m <sup>2</sup>
	保育室（満2歳以上児）	1. 9 8 m <sup>2</sup>
	屋外遊戯場（満2歳以上児）	3. 3 m <sup>2</sup>

### 2 年齢別配置基準

施設区分	歳児	必要保育士数
・ 保育所 ・ 小規模保育事業（A型）、 ・ 事業所内保育事業（定員19人以下）	0歳児	3人につき1人
	1、2歳児	6人につき1人
	3歳児	20人につき1人
	4歳以上児	30人につき1人